

令和3年度松江市ソフトウェア導入支援事業補助金 募集のご案内

この制度は、製造業を営む市内中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なソフトウェア等を導入した場合に、一定の金額を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化につなげるためのものです。

1 補助対象事業

市内で製造業（※）を営む中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るためにソフトウェアを導入するもの。

なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）の実施する設備貸与制度を利用した導入を含みます。

※ 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要。

注) 補助金交付申請を行っていただいた年度内に完了（ソフトウェア等の購入費用の支払い終了をもって完了とみなします）する必要があります。完了が令和4年3月31日を越える見込みとなった場合は、早めにご相談ください。

2 補助対象経費

受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図ることを目的に導入したソフトウェアの取得及びそのソフトウェアの動作に必要なサーバ等の機器の取得に要する経費（初期設定費、データ移行費等を含む）。

ただし、ソフトウェアの使用料や機器のリース・レンタル、ホームページ等の作成にかかる経費は対象外です。

注) 同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金を重複して受けることはできません。

3 補助率又は上限金額について

(1) 生産管理支援事業

生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために必要なソフトウェア等を導入する事業。

- ・補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）
- ・上限100万円

(2) 製品等開発促進支援事業

製品等の開発を促進するために必要なソフトウェア等を導入する事業。

- ・補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）
- ・上限50万円

注）(1)、(2)合わせて、同一年度内においては1回を限度とします。

4 補助対象者

(1) 松江市内に事業所を有する製造業を営む中小企業者

(2) 市税を滞納していない者

納期が到来している松江市の（法人）市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税等松江市に納付すべき全税目について、未納又は滞納がないこと。

5 申請等の方法

(1) 補助金交付要綱、申請様式等各種書式については、松江市ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請等にかかる提出物は下記のとおりです。

■補助金の交付申請

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③導入するソフトウェア等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細（写し）
- ④直近2期分の決算書の写し
- ⑤ソフトウェア等の仕様が分かる書類（仕様書、パンフレット、カタログ等）

6 申請後の流れ

(1) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→補助対象者

(2) 「着手届（様式第4号）」：補助対象者→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

(3) 「完了届（様式第4号）」：補助対象者→松江市

※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4) 「実績報告書（様式第5号）」：補助対象者→松江市

- ①事業報告書（別紙2）
- ②補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

③領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

④市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

※1 対象経費に消費税等は含まれませんので、税抜き金額が判明するものを提出してください。

※2 上記③のうち財団の実施する設備貸与制度により導入したものについては、財団と締結する割賦販売契約書に記載の第1回目の賦払いに係るものをもって、当該支払がされたものとします。

(5) 「確定通知書（様式第6号）」：松江市→補助対象者

(6) 「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」
：補助対象者→松江市

(7) 補助金の交付：松江市→補助対象者